破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１０７号
北海道北見市北七条西５丁目３番地　セブンコーポ205号、住民票上の住所北海道北見市北七条西５丁目３番地
債務者　石川　幸洋
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
千葉県印西市小林1773番地６　シャーレ小林202号
債務者　滝本　孝治
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４５８号
千葉県印西市浦部1893番地
債務者　寺本由季子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４６０号
千葉県佐倉市六崎1321番地89
債務者　松丸　健一
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４６７号
千葉県成田市加良部２丁目１番地１　６棟501号
債務者　田中ちえ子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４７６号
千葉県佐倉市大蛇町232番地　市営大蛇住宅２―202号
債務者　鈴木　義将
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４７７号
千葉県佐倉市大蛇町232番地　市営大蛇住宅２―202号
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４８６号
千葉県八街市八街ほ1035番地158
債務者　寺田　純子（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１９５号
千葉県富津市小久保203番地６
債務者　平野　理永
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１９６号
千葉県袖ケ浦市横田2935番地９
債務者　大曽根　弘
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第８１３号
川崎市川崎区渡田１丁目16番２―809号　コアメゾン川崎
債務者　喜野　恵太
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３５０６号
名古屋市中川区烏森町字四反畑129番地の１　ラ・キャッスルＴ＆Ｍ１Ａ号
債務者　田村　　晃
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５８５号
愛知県豊明市二村台５丁目１番地１　豊明団地12棟501号
債務者　武藤　義人
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６００号
愛知県瀬戸市川北町１丁目64番地　フォーブル青山201
債務者　松岡　和義
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６０３号
愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字市場12番地の１　ベルコートＭＹＡ２Ｄ号
債務者　坂　　弥生
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６４７号
名古屋市名東区亀の井３丁目８番地　第２明徳ビル303号
債務者　平山香緒里
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６５７号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字東仙台29番地の11
債務者　安田　　仁
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部